

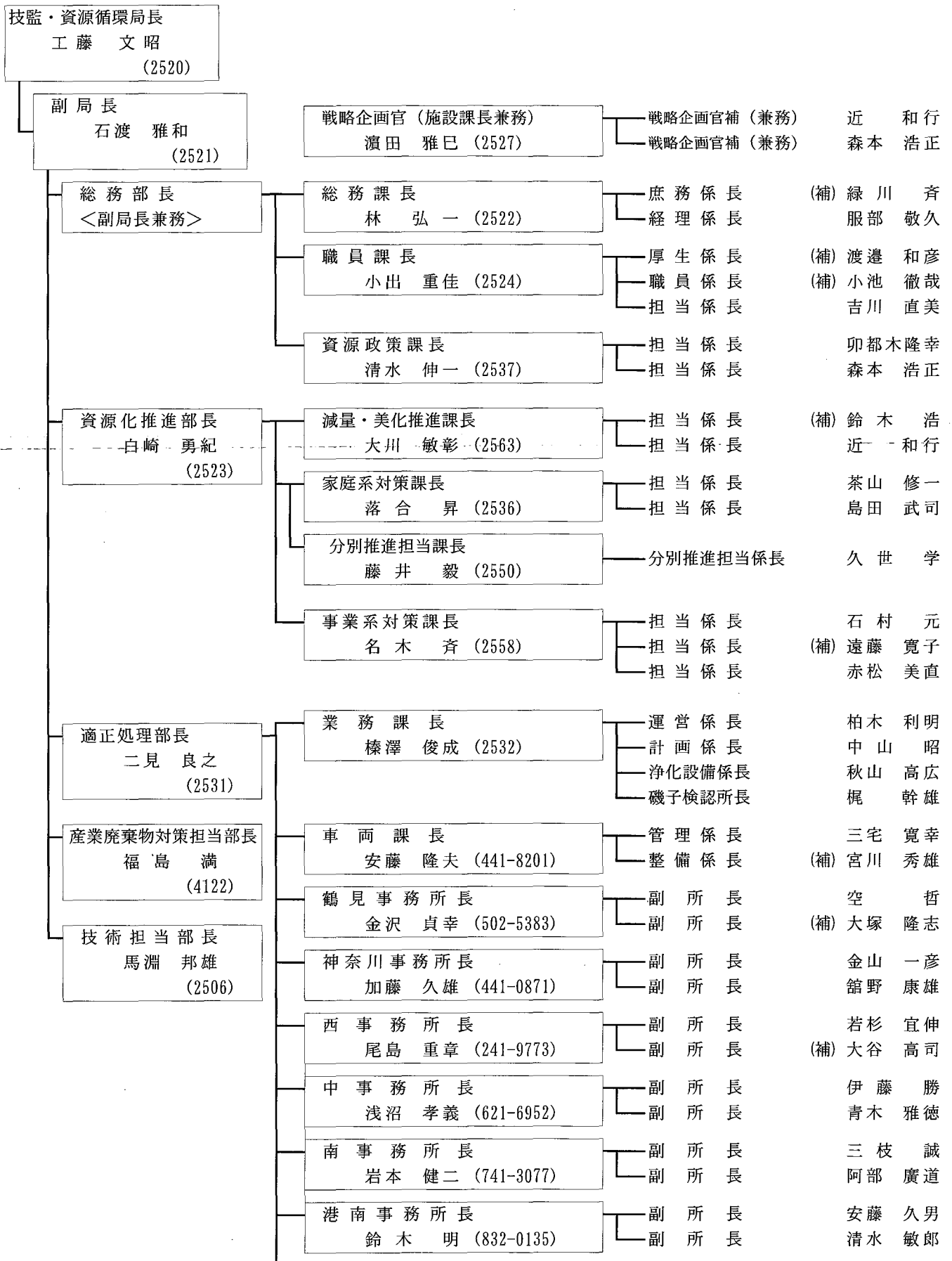
機構図及び事務分掌

平成20年6月4日

資源循環局

資源循環局 機構図

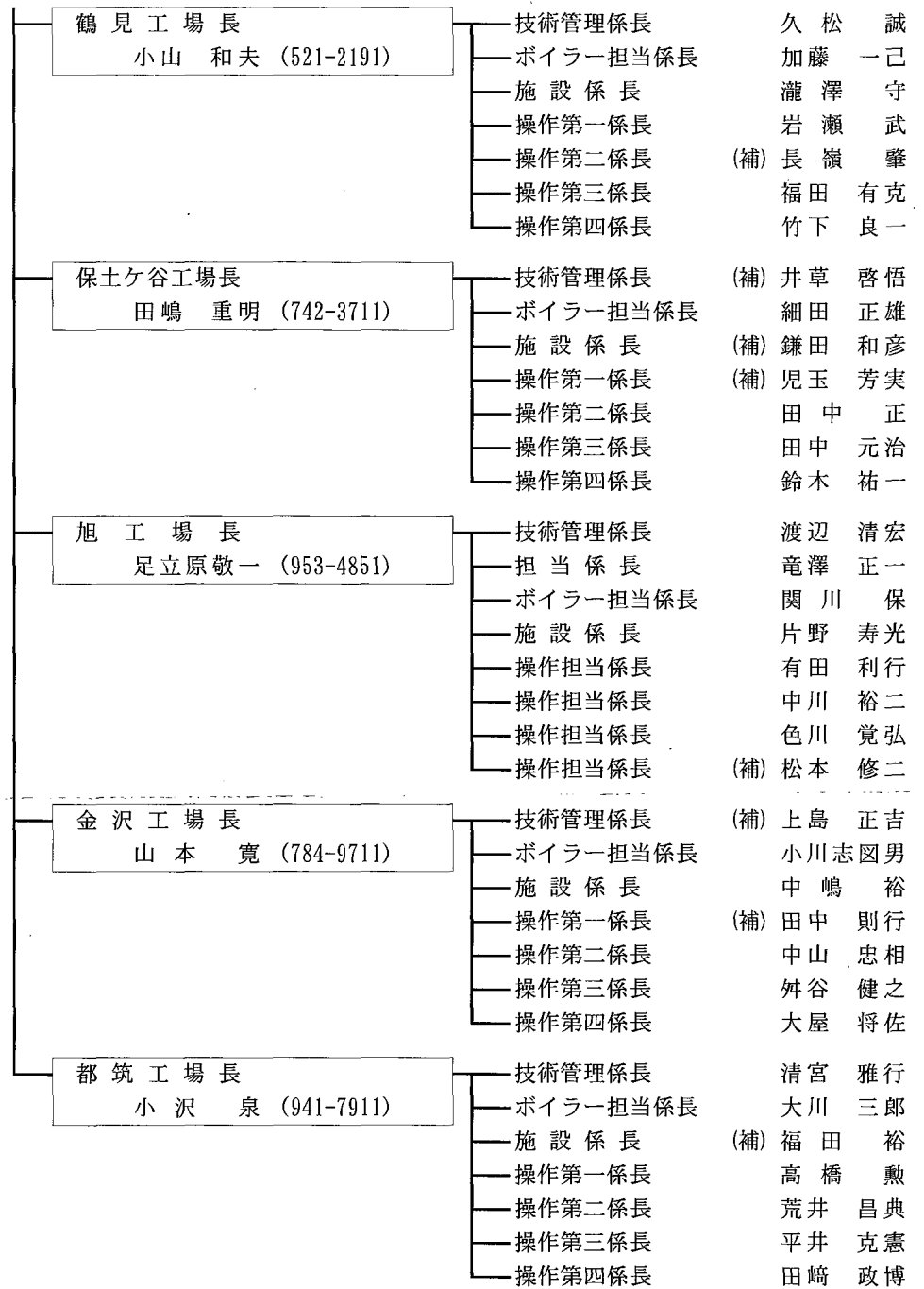
(補)は課長補佐



(適正処理部)

保土ヶ谷事務所長 高鳥 修一 (742-3715)	副 所 長 副 所 長	田村 照夫 渋谷 正博
旭事務所長 松行 富雄 (953-4811)	副 所 長 副 所 長	佐藤 栄次 松下 博和
磯子事務所長 大澤友紀雄 (761-5331)	副 所 長 副 所 長	鳥海 俊一 高岡 直人
金沢事務所長 石井 宗男 (781-3375)	副 所 長 副 所 長	小川 信幸 熊坂 弘行
港北事務所長 武井 和弘 (541-1220)	副 所 長 副 所 長	内藤 満 (補) 川名 孝男
緑事務所長 菅野 孝義 (983-7611)	副 所 長 副 所 長	石井 廣康 宮川 努
青葉事務所長 河井 一広 (975-0025)	副 所 長 副 所 長	今井健太郎 太田南海男
都筑事務所長 新藤 信孝 (941-7914)	副 所 長 副 所 長	吉田 俊雄 控井 豊
戸塚事務所長 杉田 稔 (824-2580)	副 所 長 副 所 長	中山 和雄 三本 治夫
栄事務所長 山本 正俊 (891-9200)	副 所 長 副 所 長	永井 隆 斉藤 重光
泉事務所長 富士田 学 (803-5191)	副 所 長 副 所 長	竹内 秀男 小山 信雄
瀬谷事務所長 木村 顯 (364-0561)	副 所 長 副 所 長	山田 守 石崎 進
北部事務所長 池松 秀則 (953-0941)	副 所 長 副 所 長	横溝 功 鈴木 雅廣
産業廃棄物対策課長 苅谷 恵司 (2526)	管理係長	岡田 要一
監視指導担当課長 御園生武治 (4104)	監視指導担当係長 排出指導係長 担当係長 施設指導係長 担当係長	鈴木 光敏 (補) 山内 泉 中坪 学一 (補) 林 総 佐藤 憲生
施設課長 濱田 雅巳 (2527)	管理係長	齋藤 元明
焼却灰資源化等担当課長 山中 信幸 (4145)	技術監理担当係長 施設係長 設備係長 電気係長 土木係長 担当係長	(補) 安室 睦芳 (補) 石井 聡 (補) 田辺 保夫 (補) 長谷部 孝広 中島 俊之 生井 秀一
処分地管理課長 葛西 隆 (2534)	運営管理係長 処分地設定担当係長 排水管理係長 神明台処分地管理事務所長	(補) 吉川 勝朗 (補) 津端 建也 中村 浩 (補) 大滝 守
資源開発室長 橘 一 秀 (742-3713)	担当係長 担当係長	土田 知彦 百瀬 英雄

(適正処理部)



(財) 横浜市資源循環公社			
部長	佐藤 善樹	課長	藤平 正樹
		課長	小川 泰一
		係長 (補)	滝口 光一
		(補)	神野 博
		(補)	岩田 浩
(財) かながわ廃棄物処理事業団			
		係長	阿部 紀秀
		係長	後藤 広芳
環境省			
		課長	松野 一郎
(社) 全国都市清掃会議			
		課長	木村 安次

資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 7 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に関する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

資源政策課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 4 局の事務事業の広報、広聴及び情報化に係る企画並びに総合調整等に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。

資源化推進部

減量・美化推進課

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項中同じ。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る普及及び啓発に関すること。
- 3 街の美化の推進に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 4 不法投棄廃棄物の処理に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 5 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 6 部内他の課の主管に属しないこと。

家庭系対策課

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物の分別収集の推進に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 4 環境事業推進委員に関すること。
- 5 リサイクル施設等の運営管理に関すること。

事業系対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。

適正処理部

業務課

運営係

- 1 事務所（北部事務所を除く。）に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 資源選別施設及び輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 3 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 4 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。

浄化設備係

- 1 浄化槽（地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ。）の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関する事。
- 2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関する事。
- 3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関する事。
- 4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関する事。
- 5 浄化槽関係団体の指導に関する事。
- 6 一般廃棄物（し尿に限る。）の処理に係る調査研究及び実施の計画に関する事。
- 7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分に関する事。
- 8 公衆便所及び移動公衆便所に関する事。
- 9 北部事務所及び磯子検認所に関する事。
- 10 その他浄化槽及びし尿に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。

検認所

- 1 検認所の管理に関する事。
- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関する事。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関する事。
- 4 所属職員の労務管理に関する事。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関する事。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関する事。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関する事。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関する事。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関する事。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関する事。
- 6 車両の記録及び統計に関する事。
- 7 機材の保管に関する事。
- 8 他の係の主管に属しない事。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関する事。
- 2 機材の運用に関する事。
- 3 整備士の派遣に関する事。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関する事。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関する事。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。

- 6 道路及び河川の清掃の実施に関する事。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関する事。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関する事。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関する事。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関する事（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関する事。
- 12 環境事業推進委員に関する事。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関する事。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関する事。
- 15 所属職員の労務管理に関する事。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関する事。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関する事

北部事務所

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関する事。
- 3 し尿の排出量の調査に関する事。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関する事。
- 5 公衆便所の衛生管理に関する事。
- 6 し尿の違法処理の監視に関する事。
- 7 所属職員の労務管理に関する事。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関する事。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関する事。
- 3 他の係の主管に属しない事。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関する事。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関する事。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関する事。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関する事。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関する事。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破砕業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に係る技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 6 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 7 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 8 資源開発室との連絡調整に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。

- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、課、室、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 処分地管理事務所に関すること。
- 9 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

処分地管理事務所

- 1 処分地及び処分地管理事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物のうち固形状のもの（法第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第4号において同じ。）の埋立作業に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（処分地へ直接搬入されたものに限る。）。
- 4 市設置の処分地への一般廃棄物のうち固形状のものの搬入量の調査及び認定に関すること。
- 5 処分地管理事務所に属する車両、機材及び施設等の維持管理に関すること。
- 6 所属職員の労務管理に関すること。
- 7 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。

資源開発室

- 1 廃棄物等の資源化のための研究及び開発に関すること。
- 2 資源循環局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験及び研究に関すること。
- 3 資源循環局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査、研究及び指導に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理（他の係の主管に属するものを除く。）に関すること。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。

- 3 残灰の搬出処分に関する事。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関する事。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関する事(他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関する事。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 8 焼却灰溶融設備に関する事(金沢工場に限る。)
- 9 工場見学の受入れに関する事(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- 10 他の係の主管に属しない事。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関する事(他の部、課、係の主管に属するものを除く。)
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事(鶴見工場及び金沢工場に限る。)
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関する事。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事(旭工場に限る。)
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関する事(旭工場に限る。)

操作第一係(旭工場を除く。)

操作第二係(旭工場を除く。)

操作第三係(旭工場を除く。)

操作第四係(旭工場を除く。)

- 1 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事。
- 2 機械及び電気設備の運転操作に関する事。